

躍して軟弱なる態度を持つる職工に對しては就業を慫慂し頗りに結束切崩しに腐心する處ありしが、右の怠業中の賃銀全額支給の如きも要するに疲弊せる職工等の歡心を唆りて軟弱職工の糾合を企てたるものなるべしと云ふにあり。之に關し會社側にて發表する處は左の如し。

「拜復九日付總親展貴信を以て當方怠業職工に對する賃銀支給方に付御下問の趣拜承仕候八日迄は一日分支給する旨一部の係員より申渡し居り候に付夫迄は一般に全額支給を要すべく九日以後は造船部にては未決の儘留保致し置きたるを以て此分は支給せず若くは一部分支給せずとも宜敷に付半額位支給の事に致度と存候得共造船部の内にも善良なる職工にして働かんと思ひ居りたるも他の強要に依り不得已働き得ざりし者も有之又同日頃には造船、修繕部の者も行列をなし作業せざるもの多く有之様の有様にて全般を通じ善良なるものと否かを區別出来ざれば之れを區別し且つ等差を設け支給致候事至當と存得共何分工場内混亂の折柄全然其邊の區別出来難く又造船部以外の職工は午前中に退場せしめ居候も造船部の職工は午後迄残り居り退場の際には隊列をなし其中中央部は丁度定時に退場致居候様の始末にて早引の事に致す譯にも參り難く又前陳の通り八日迄は一日分を支給すと申渡し居候も九日に至り支給せずと明確に反對の意志も全般に漏なく通告し得ず且つ家族手當とすれば本人の勤怠と家族の生計とは多少別個の問題とも相成べき點も有之候間電機、内燈機と打合せ永原常務にも御相談の上十一日迄は今回に限り特に日給と同額の手當を支給の取極め別紙印刷物を賃金袋に同封来る二十日交付の事に致居候右怠業中の給與は他社に對しても將來の例と可相成事に付無給乃至一部支給位の事にも致度と色々考合せ候得共結局今回の所は前述の通り取計ふより外無之と存候次第何卒御諒承被成下度此段御答券得貴意候謹言

尙給料には左の如き注意書同封せられたり。

告

怠業又は罷業中は賃金を支給せざるは勿論何等給與をなすべ筋合に非らざるも今回に限り家族の生計を顧慮し本月五日より十一日迄の間は特に入場一日に對し日給と同額の手當を給與す今後怠業又は罷業をなしたるときは一切給與をなさず

大正十年七月二十日

三菱造船株式會社神戸造船所

職工側は前記の如く連日幹部會を開催し策戰方針に關して協議せるも其間何等の具體的決定を見ず、先づ上京委員交渉の結果に依りて行動を決定せんとせしが、其の結果は前述の如く膠もなく拒絶せらるゝ事になりたれば、争誼團最高幹部等は更に方針の樹立を必要としたるも暫く會社側の措置に注意し之に依りて臨機應變の策を執る事として其間何等の鮮明なる態度を執る處なかりき。會社側に於ても、亦熱心に結束切崩しを策する處ありしもの、如くなるも、是亦職工側の行動を仔細に調査し、夫に對應して萬事を決定せんとし、頻りに職工側の結束の強弱を測る處あり茲に勞資兩者は互に相手方の意圖に對し偵察戰を開始し、暫く睨合ひの状態を持續したり。